

## アクトワンリーガルレポート vol. 82 (21C33・2021/6/1)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

**テー マ** : 忘れられる権利

### **忘れられる権利とは？**

- ① 忘れられる権利とは、一般に、過去の個人情報やプライバシーが侵害された書き込みなどについて検索エンジンからリンクを削除してもらう権利のことを指す。忘れられる権利は、ネット社会において、知る権利とプライバシー権の境界を形成するものと理解することができる。
- ② EUにおいては、2014年に過去に不動産競売がなされた事実についての検索結果の削除を命じる判決がなされ、これに応じて EU 個人情報保護令に明確に検索結果等の「削除権」が定められることとなった。これに対して、アメリカにおいては、知る権利を重視して、忘れられる権利に基づく検索結果の削除を認めない方向にある。

### **忘れられる権利に関する我が国の判例**

- (1) 我が国においては、児童買春によって逮捕された事実についての検索結果の削除請求に対して、最高裁は、プライバシーを妄りに公表されない権利を認めたものの、検索事業者が検索結果をURL情報として提供する行為が違法となるかどうかは、「当該事実の性質及び内容・・・上記記事等の目的や意義・・・当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較考量して判断すべき」とし、削除請求を認めなかった。
- (2) また、2015年においてさいたま地裁においてサジェスト付検索結果の表示の停止及び削除を認める裁判例があるが、高裁では、削除請求者が逆転敗訴となり、その後、最高裁においても削除請求を認めなかつた（判例集未搭載）。しかし、これらの裁判例は、いずれもいわゆる事例判例であり、事案によっては、今後我が国において削除請求が認められる可能性も相当程度あると思われる。
- (3) なお、我が国においては、プロバイダー規制法に基づき、プロバイダーが記事等につき自主的に削除を認めること、さらに検索事業者も一定の要件を満たした場合には検索結果の削除請求を認めること、などの事情によって、欧米ほど忘れられる権利に基づく削除請求の可否が深刻化していないということができる。

### **実務上の留意点**

我が国において「忘れられる権利」が問題となる場面については、上述の過去の犯罪履歴に関する検索結果の提供の事案のほか、過去に自らがインターネット上にアップロードした情報（ヌード写真など）について適法に情報を入手した者に対するプライバシーを根拠とした削除請求が可能かという問題、及びカード会社、ネット事業者等に同意の下で個人情報を適法に開示したのちに継続的取引が終了した場合の個人情報削除請求権などが問題となると思われる。いずれにせよ、今後ネット社会が進展する中で、忘れられる権利については問題がさらに顕在化するものと思われる。なお、この問題に関するほぼ唯一の概説書としてメグ・レタ・ジョーンズ著「Ctrl+Z 忘れられる権利」（勁草書房・高崎晴夫博士外訳）がある。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願ひいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.83 は、「KAM会計について」(21C34)の予定  
(2021/7 発行予定)としております。以上